

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画に関する吹田市環境影響評価審査会委員等の意見に対する事業者回答

意見		事業者回答																																											
1	<p>土壌汚染調査において、溶出量について調査されているが、含有量調査は実施しているのか。実施内容と結果について知りたい</p>	<p>対象事業実施区域での土壌汚染調査は、地歴調査の結果から、下表に示すとおり8物質を対象とし、それぞれ調査を実施しています。</p> <p>国立循環器病研究センター存在時（売却前）及び本事業における土壌汚染調査結果の概要は、別紙1に示すとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">有害物質の種類</th> <th colspan="3">調査項目</th> </tr> <tr> <th>土壌ガス調査</th> <th>溶出量調査</th> <th>含有量調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第一種特定有害物質</td> <td>ジクロロメタン</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第二種特定有害物質</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	分類	有害物質の種類	調査項目			土壌ガス調査	溶出量調査	含有量調査	第一種特定有害物質	ジクロロメタン	○	—	—	ベンゼン	○	—	—	第二種特定有害物質	六価クロム化合物	—	○	○	シアン化合物	—	○	○	水銀及びその化合物	—	○	○	砒素及びその化合物	—	○	○	ふっ素及びその化合物	—	○	○		ほう素及びその化合物	—	○	○
分類	有害物質の種類	調査項目																																											
		土壌ガス調査	溶出量調査	含有量調査																																									
第一種特定有害物質	ジクロロメタン	○	—	—																																									
	ベンゼン	○	—	—																																									
第二種特定有害物質	六価クロム化合物	—	○	○																																									
	シアン化合物	—	○	○																																									
	水銀及びその化合物	—	○	○																																									
	砒素及びその化合物	—	○	○																																									
	ふっ素及びその化合物	—	○	○																																									
	ほう素及びその化合物	—	○	○																																									
2	<p>高明度（N8.5）の色の採用は、背景の千里緑地の調和の点、建物壁面の塗り分けの2点から指摘しているが、千里緑地との調和の点からは適切な回答になっていない。</p> <p>明度8.5の低減による周囲との調和について再検討を求める。</p> <p>壁面の塗り分けに関しても、分節化を目的にするのであれば、壁面の明度差を3.5も設けなくても知覚できると考えられる（アクセントとして用いているのであれば小面積であることは自明であり、以前に示された道路側からのパースを確認したうえで指摘している意見である）</p>	<p>色彩に関していただいたご意見を踏まえ、別紙2のとおり色彩変更パターンを作成しました。現時点で、色彩等を決定することはできませんが、千里緑地との調和も考慮しながら、今後、当事業区域に指定される予定の重点地区の基準並びに都市計画室景観担当や景観アドバイザーの助言を踏まえ、引き続き色彩について複数案検討を行ってまいります。</p>																																											
3	<p>無彩色からY系への変更に関しても、彩度0.5（ほぼ無彩色）だけでなく1.0など複数案の検討結果を共有したうえで結論を示して欲しい。</p>																																												

意見	事業者回答
<p>4</p> <p>断面図及び資料1-3に追加されたパースによると、従前に存在した府道沿いの法面は無くなり、レベル差がなくなった結果として商業施設駐車場が歩道歩行者の視点に入ってくること（P7、8）、戸建て住宅地周辺に擁壁か塀のようなものが続くこと（P5）が視認できた。かつての緑の法面と敷地内樹木が並ぶ景観からは変容が大きいと考える。</p> <p>敷地のデザインは地域に与える影響が大きく丁寧なデザインを求める。</p> <p>特に緑地は府道沿いの樹木の密度をあげること、境界部の処理を丁寧なことに（フェンスがあるのか、有れば色はどうか）、戸建て住宅の擁壁（塀？）の素材・色彩・デザインはどうなるのか。商業施設のサインはどこにどのようなものが設置されるのかなど、地域（千里NT）の景観に調和し、さらに貢献するものとなるべきである。</p>	<p>敷地南側の下水道敷を緑地帯として整備し、店舗敷地境界際は、フェンス等は設置せず低木を整備する計画とするなど下水道敷と一体的な緑化設計を行うことにより府道沿いの緑の密度を上げる計画としています。</p> <p>府道沿いの戸建住宅の擁壁には化粧型枠を採用し（採用事例：別紙3）、商業施設のサイン類につきましても、今後、当事業区域に指定される予定の重点地区の基準並びに吹田市屋外広告物ガイドラインに沿って計画を行い、地域の景観に調和するよう十分検討した上で、吹田市屋外広告物条例に基づく事前協議等の手続きを進めてまいります。</p>
<p>5</p> <p>資料1-3(1) 意見24 別紙P5について</p> <p>施設完成後のパースに見られる計画地の南東面と南西面にある擁壁については、寸法などがわかる断面図などを追加いただきたいと思います。このような擁壁は周辺に対し圧迫感を与えることが考えられ、周辺への影響に配慮が必要と考えます。色彩や仕上げなど周辺への影響に配慮についての考えがあればお聞かせください。</p>	<p>事業計画地の南東、南西面に位置する擁壁の断面図は別紙4に示すとおりです。また、府道沿いの戸建住宅の擁壁には化粧型枠を採用し、周辺景観と調和するよう色彩についても配慮する計画です。</p>
<p>6</p> <p>解体工事の際に周囲から多くの苦情が寄せられる等、本工事現場は周辺住民の生活環境に多大な影響を及ぼす場所です。また、本工事現場の近くには市境があり、吹田市民のみならず箕面市民にも注目されている現場です。そのため、吹田市民はもちろんのこと、箕面市民も含めた周辺住民に対し、本工事説明書の配付を行う等、本工事に理解を得られるよう配慮してください。</p>	<p>工事の実施にあたっては、近隣の皆様に工事内容について周知するなど本工事に理解を得られるよう配慮します。</p>
<p>7</p> <p>当該地、(仮称)吹田市藤白台5丁目計画地（藤白台5丁目125番地23、125番地30の一部）は周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。</p> <p>ただし、工事等により遺構・遺物等が発見された場合は、現状を変更することなく、ただちに、文化財保護課に連絡し、指示を受けて下さい。</p>	<p>工事等の実施により遺構・遺物等が発見された場合は、現状を変更することなく、ただちに、文化財保護課に連絡し、指示を受けます。</p>